

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要	1
2 損害賠償の額について	2
3 専決処分の報告について（損害賠償の額について）	3

1 令和7(2025)年度補正予算概要

(1) 一般会計

[歳出]

衛生費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
後期高齢者医療事業費	16,263	後期高齢者医療療養給付費負担金増 16,263	

(2) 後期高齢者医療事業特別会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
後期高齢者医療保険料	166,139	現年分増	166,139
繰入金	△65,897	一般会計繰入金減 保険基盤安定軽減分減 職員給与費等分減 前年度精算分	△65,897 △31,620 △24,418 △9,859
繰越金	127,123	前年度繰越金増	127,123
諸収入	△200	雑入減 消費税及び地方消費税還付金減	△200 △200
補正額計	227,165		
補正後予算額	5,426,070		

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
後期高齢者医療広域連合納付金	227,165	後期高齢者医療広域連合納付金増	227,165
補正額計	227,165		
補正後予算額	5,426,070		

2 損害賠償の額について

(1) 事故の概要

ア 事故の発生日時 令和7年4月3日(木)午後4時5分頃

イ 事故の発生場所 函館市湯川町2丁目39番付近交差点

ウ 事故の被害者 函館市在住 男性(30歳代)

エ 事故の内容

市側車両が函館市湯川町2丁目39番付近の交差点を右折しようとした際に、湯川町方面から直進してきた被害者の男性が運転する車両に衝突し、車両に損害を与え、怪我を負わせたものである。

(2) 示談交渉の経過

令和7年4月 示談交渉開始

令和7年9月 損害賠償の額について合意

覚書締結

(3) 損害賠償の額

	損害賠償の額	備考
物損分	627,669 円	市の責任割合 80%
人損分	1,186,846 円	自動車損害賠償責任保険により 全額支払い
合計	1,814,515 円	

3 専決処分の報告について（損害賠償の額について）

(1) 専決処分の内容

令和7年4月3日函館市湯川町2丁目39番付近交差点で発生した交通事故による損害賠償の額を令和7年11月13日地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決した。

(2) 損害賠償の額

78,204円

(3) 損害賠償の相手方

函館市に在住する30歳代の女性

(4) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により，令和7年第4回市議会定例会に専決処分をした旨の報告をする。